特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
3	地方税賦課徴収等関連事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
伊方町は、地方税賦課徴収等関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
愛媛県伊方町長

公表日
令和3年12月14日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税賦課徴収等関連事務
②事務の概要	【事務の概要】 　地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例等に基づき、地方税の賦課・徴収を行う。 　必要に応じ調査を実施し、公平・公正な賦課決定または賦課更正を行う。 　また、地方税の賦課・徴収に関連して、各種証明書の発行を行う。 【事務の内容】 　①課税台帳の管理に関する事務 　②課税根拠資料に係る個人特定及び管理に関する事務 　③所得及び控除の管理に関する事務 　④課税標準額及び税額の算出に関する事務 　⑤各種税額の徴収方法や納期毎の期割税額、納期限及び納税管理人情報の管理に関する事務 　⑥扶養関係情報の管理に関する事務 　⑦各種税目の徴収に係る納税通知書、納付書（納入書）及び課税明細書等の通知書の発行に関する事務 　⑧各税目の証明書等の証明書の発行に関する事務 　⑨税目ごとの口座登録に関する事務 　⑩滞納整理に係る個人の特定及び管理に関する事務 　⑪督促状の発送に関する事務 　⑫地方税法に規定する国税徴収法に基づく滞納処分に関する事務 　⑬他自治体宛の通知書や税務署等の通知書の発行に関する事務
③システムの名称	住民税システム、国保税システム、軽自動車税システム、固定資産税システム、国税連携システム（eLTAX）、統合宛名システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
住民税ファイル、国保税ファイル、軽自動車税ファイル、固定資産税ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。） ・第9条第1項（利用範囲）及び別表第一16の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号） ・第16条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） （別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市長村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項） （別表第二における情報照会の根拠） ：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「地方税の賦課徴収に関する事務」が含まれる項（27の項） 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号。以下「主務省令」という。） ：上記、番号法別表第二における情報提供及び情報照会の根拠とした各項における主務省令で定める事務及び情報について、それぞれを定める条項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民課
②所属長の役職名	町民課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒796-0301 愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1 伊方町役場　総務課 TEL:0894-38-0211
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒796-0301 愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1 伊方町役場　総務課 TEL:0894-38-0211

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月18日	Ⅰ関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	町民課長　菊池嘉起	町民課長　中田克也	事後	
令和1年6月20日	Ⅰ関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	住民税システム、国保税システム、軽自動車税システム、固定資産税システム、国税連携システム（eLTAX）	住民税システム、国保税システム、軽自動車税システム、固定資産税システム、国税連携システム（eLTAX）、統合宛名システム、中間サーバー	事後	
令和1年6月20日	Ⅰ関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	：第三欄（情報提供者）が「市長村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、10、15、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項）	：第三欄（情報提供者）が「市長村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項）	事後	
令和1年6月20日	Ⅰ関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	町民課長　中田克也	町民課長	事後	様式改正に伴う修正
令和1年6月20日	Ⅱ閾値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年2月28日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和1年6月20日	Ⅱ閾値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年2月28日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和1年6月21日	Ⅳリスク対策		（項目追加）	事後	様式改正に伴う追加
令和3年9月1日	Ⅰ関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う修正
令和3年12月14日	Ⅰ関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	：第三欄（情報提供者）が「市長村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項）	：第三欄（情報提供者）が「市長村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項）	事後	